

庁名 高知地方裁判所管内の簡易裁判所
郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	郵便料					予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	備 考
		郵便切手の場合						
		500円	110円	20円	10円	合計額		
民事訴訟	通常訴訟	8	15	15	10	6050円	7,000円	原告が1人増すごとに 郵便切手2,220円分追加（内訳：500円4枚、110円2枚） （予納金の場合は2,000円追加） 被告が1人増すごとに 郵便切手4,340円分追加（内訳：500円5枚、110円14枚、20円10枚、10円10枚） （予納金の場合は4,000円追加） ※現金納付する場合は、訴状提出後、裁判所から「保管金提出書」を郵送します。必要事項を記入の上、現金を添えて、高知地裁会計課まで持参、または振り込みによる方法で納めてください。また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。
	少額訴訟	8	10	10	10	5400円	6,000円	被告が1人増すごとに 郵便切手3,700円分追加（内訳：500円6枚、110円5枚、20円5枚、10円5枚） （予納金の場合は4,000円追加） ※現金納付する場合は、訴状提出後、裁判所から「保管金提出書」を郵送します。必要事項を記入の上、現金を添えて、高知地裁会計課まで持参、または振り込みによる方法で納めてください。また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。
民事調停	民事調停		5		10	650円		申立人が1人増すごとに110円分追加 相手方が1人増すごとに320円分追加（内訳：110円2枚、10円10枚） ※申立書や提出資料の枚数により、郵便切手を追加していただくことがあります。
支払督促	支払督促	2	3			1330円		債務者が1人増すごとに1,220円分追加 ※50g定型郵便が基準となっているため、申立書の枚数により、郵便切手を追加していただくことがあります。